

第 号議案

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

品川区国民健康保険条例（昭和34年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「ならびに」を「、」に改め、「介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）」の次に「ならびに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）」を加える。

第14条の3第1号イ中「および」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カならびに同条第2号イおよびエ中「および介護納付金」を「、介護納付金および子ども・子育て支援納付金」に改める。

第15条第1項中「租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項」を「同条第12項」に、「第15条の4」を「第15条の4第1項第1号」に改める。

第15条の4第1項第1号中「100分の7.71」を「100分の7.51」に改め、同項第2号中「4万7,300円」を「4万7,600円」に改め、同条第2項中「100分の60」を「100分の61」に、「同項第2号」

を「前項第2号」に、「100分の40」を「100分の39」に改める。

第15条の8中「66万円」を「67万円」に改める。

第15条の11中「次条」を「次条第1項第1号」に改める。

第15条の12第1項第1号中「100分の2.69」を「100分の2.80」に改め、同項第2号中「1万6,800円」を「1万7,600円」に改め、同条第2項中「100分の60」を「100分の61」に、「同項第2号」を「前項第2号」に、「100分の40」を「100分の39」に改める。

第16条の3中「次条」を「次条第1項第1号」に改める。

第16条の4第1項第1号中「100分の2.25」を「100分の2.43」に改め、同項第2号中「1万6,600円」を「1万7,800円」に改め、同条第2項中「100分の59」を「100分の60」に、「同項第2号」を「前項第2号」に、「100分の41」を「100分の40」に改める。

第16条の5中「賦課額」を「介護納付金賦課額」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第16条の6 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条の2および第19条の4から第19条の6までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都
の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援
納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の
額

イ 第19条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額
の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額
の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交
付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係
るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健
康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康
保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用
に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1
項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第16条の7 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当
該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の
合算額の総額に、18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定
する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保
険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第16条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.27

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1,800円

(3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき73円

2 前項第1号の所得割は、子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の60に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数とし、前項第2号の被保険者均等割は、子ども・子育て支援納付金賦課総額の保険料率の算定に係る額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とし、同項第3号の18歳以上被保険者均等割は、第16条の6第1号イに掲げる額の見込

額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の10 第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第19条中「もしくは第16条の2」を「、第16条の2もしくは第16条の7」に、「もしくは第19条の5第1項各号」を「、第19条の5第1項各号もしくは第19条の6」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「および」を「、」に改め、「17万円)」の次に「ならびに第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエおよびオに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同条第1号ア中「3万3,110円」を「3万3,320円」に改め、同号イ中「1万1,760円」を「1万2,320円」に改め、同号ウ中「1万1,620円」を「1万2,460円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1,260円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき52円

第19条の2第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同条第1号ア中「2万3,650円」を「2万3,800円」に改め、同号イ中「8,4

〇〇円」を「8,800円」に改め、同号ウ中「8,300円」を「8,900円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき900円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき37円

第19条の2第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「9,460円」を「9,520円」に改め、同号イ中「3,360円」を「3,520円」に改め、同号ウ中「3,320円」を「3,560円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき360円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき15円

第19条の3中「および前条」を「、第15条の11、第16条の3、第16条の8、前条および第19条の5」に改める。

第19条の4第1号ア中「7,095円」を「7,140円」に改め、同号イ中「1万1,825円」を「1万1,900円」に改め、同号ウ中「1万8,920円」を「1万9,040円」に改め、同号エ中「2万3,650円」を「2万3,800円」に改め、同条第2号ア中「2,520円」を「2,640円」に改め、同号イ中「4,200円」を「4,400円」に改め、同号ウ中「6,720円」を「7,040円」に改め、同号エ中「8,400円」を

「8, 800円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる

世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号エに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 第19条の2第2号エに規定する金額を減額した世帯 450円

ウ 第19条の2第3号エに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第19条の5第1項各号列記以外の部分中「法施行令第29条の7第5項第8号」を「令第29条の7第6項第8号」に、「所得割額および」を「所得割額ならびに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「および18歳以上被保険者均等割額」を加え、「および第16条の5」を「、第16条の5および第16条の10」に改め、同項第1号中「省令第32条の10の2各号」を「省令第32条の10の3各号」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る

基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課

額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保

険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額および18歳

以上被保険者均等割額 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の

被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額（第19条の2に規

定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者

均等割額および18歳以上被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た

額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第19条の5の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の9第1項第2号の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の2各号、第19条の4第3号および前条第1項第8号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の2、第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の6から第16条の10までおよび第19条から第19条の6までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説明) 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率等を定めるほか、基礎賦課額の保険料率等を改める必要がある。

本会議運営（案）

第1回定例会 令和8年2月20日 午前10時開議

議事日程（3）

	第1	一般質問	⑥やなぎさわ聡（無所属20分） ⑦石田秀男（自民20分）	
41件一括 議題 堀越副区長 説明	第2	第10号議案	品川区公告式条例の一部を改正する条例	総務委員会付託
	第3	第11号議案	品川区行政手続条例の一部を改正する条例	
	第4	第12号議案	品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	
	第5	第13号議案	品川区職員等のハラスメントの防止等に関する条例	
	第6	第14号議案	品川区職員定数条例の一部を改正する条例	
	第7	第15号議案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	
	第8	第16号議案	非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
	第9	第17号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	文教委員会付託
	第10	第18号議案	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
	第11	第19号議案	品川区立児童センター条例の一部を改正する条例	
	第12	第20号議案	品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例	
	第13	第21号議案	品川区立保育所条例の一部を改正する条例	
	第14	第22号議案	品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	
	第15	第23号議案	品川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例	厚生委員会付託
	第16	第24号議案	品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例	
	第17	第25号議案	品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例	
	第18	第26号議案	品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例	
	第19	第27号議案	品川区立大原児童発達支援センター条例の一部を改正する条例	
	第20	第28号議案	品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例	
	第21	第29号議案	品川区立障害児者総合支援施設条例の一部を改正する条例	
	第22	第30号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
	第23	第31号議案	品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例	
	第24	第32号議案	品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例	
	第25	第33号議案	品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	建設委員会付託
	第26	第34号議案	品川区建築物不燃化促進助成条例の一部を改正する条例	
	第27	第35号議案	品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例	
	第28	第36号議案	品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	文教委員会付託
	第29	第37号議案	学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
	第30	第38号議案	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	総務委員会付託
	第31	第39号議案	品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	
	第32	第40号議案	電線共同溝等工事（競馬場通り）委託契約の変更について	

	第33	第41号議案	(仮称)勝島人道橋上部工整備工事請負契約の変更について	総務委員会付託	
	第34	第42号議案	勝島地区雨水管整備工事請負契約の変更について		
	第35	第43号議案	第二戸越幹線整備工事(取水および空気抜き設備等整備)請負契約の変更について		
	第36	第44号議案	鈴ヶ森小学校校舎改築工事請負契約		
	第37	第45号議案	源氏前小学校改築工事請負契約の変更について		
	第38	第46号議案	専決処分の承認を求めることについて		
	第39	第47号議案	遺贈の放棄について		
	第40	第48号議案	指定管理者の指定について		厚生委員会付託
	第41	第49号議案	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について		
	第42	第50号議案	専決処分の承認を求めることについて	建設委員会付託	
9件一括 議題 新井副区長 説明	第43	第1号議案	令和7年度品川区一般会計補正予算	予算特別 委員会付託	
	第44	第2号議案	令和7年度品川区国民健康保険事業会計補正予算		
	第45	第3号議案	令和7年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算		
	第46	第4号議案	令和7年度品川区介護保険特別会計補正予算		
	第47	第5号議案	令和8年度品川区一般会計予算		
	第48	第6号議案	令和8年度品川区国民健康保険事業会計予算		
	第49	第7号議案	令和8年度品川区後期高齢者医療特別会計予算		
	第50	第8号議案	令和8年度品川区介護保険特別会計予算		
	第51	第9号議案	令和8年度品川区災害復旧特別会計予算 ①動議により予算特別委員会設置 ②議案を付託 ③名簿により委員を選任 ④本会議を休憩し、委員会を開催 <<予算特別委員会正副委員長互選>> ⑤本会議を再開し、互選結果を報告		
追加議事日程					
堀越副区長 説明	第1	第51号議案	品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例	厚生委員会付託	
議事日程(3)					
	第52	請願・陳情の付託	請願 2件(総1、文1) 陳情 9件(総2、区1、厚3、建1、文1、議運1)	終了予定0:30	

※本会議散会后、常任・議運・特別委員長会開会

追 加 議 事 日 程

第 1 回 定 例 会 令 和 8 年 2 月 2 0 日

第 1 第 5 1 号 議 案 品 川 区 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例